

鶴見工場の概要について

1. はじめに

大阪市では、隣接する八尾市と昭和 39 年 10 月に「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」を交わして八尾工場を建設し、昭和 41 年から共同処理を開始してきた。その後、昭和 55 年の大正工場竣工より全量焼却体制を確立し、ごみの増量やごみ質の変化に対応するべく、老朽化した工場から順次建替えを実施している。平成 27 年度からは大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を設立し、3 市域で発生するごみの共同処理を行い、令和元年 10 月、守口市の加入に伴い大阪広域環境施設組合に名称を改め、令和 2 年度から 4 市で共同処理を実施している。

鶴見工場は、大阪市東部に位置している工場であり、東西は市道鶴見第 9001 号線、南北は府道 2 号線（大阪中央環状線）の交差する付近にあり交通の利便性が良いところに立地している。

2. ごみ焼却工場の配置

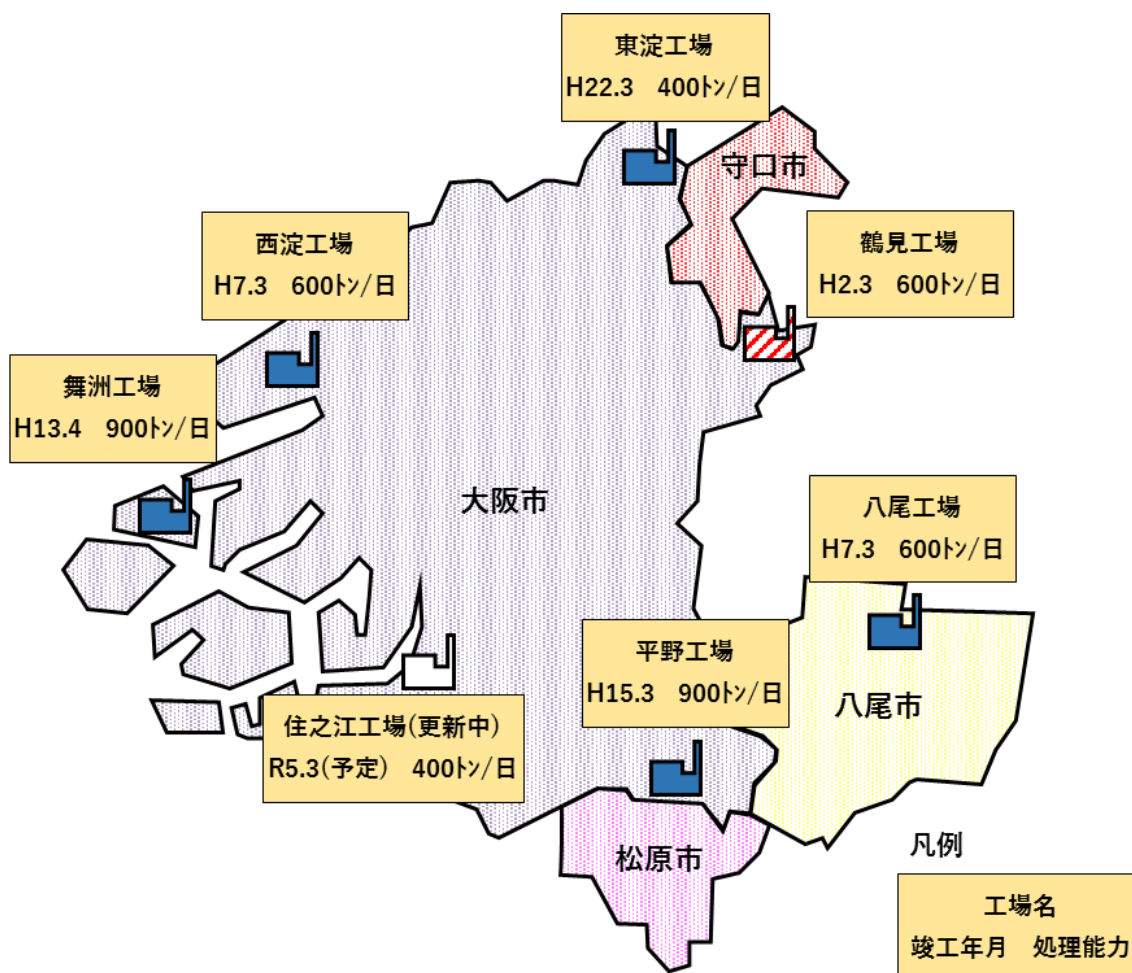


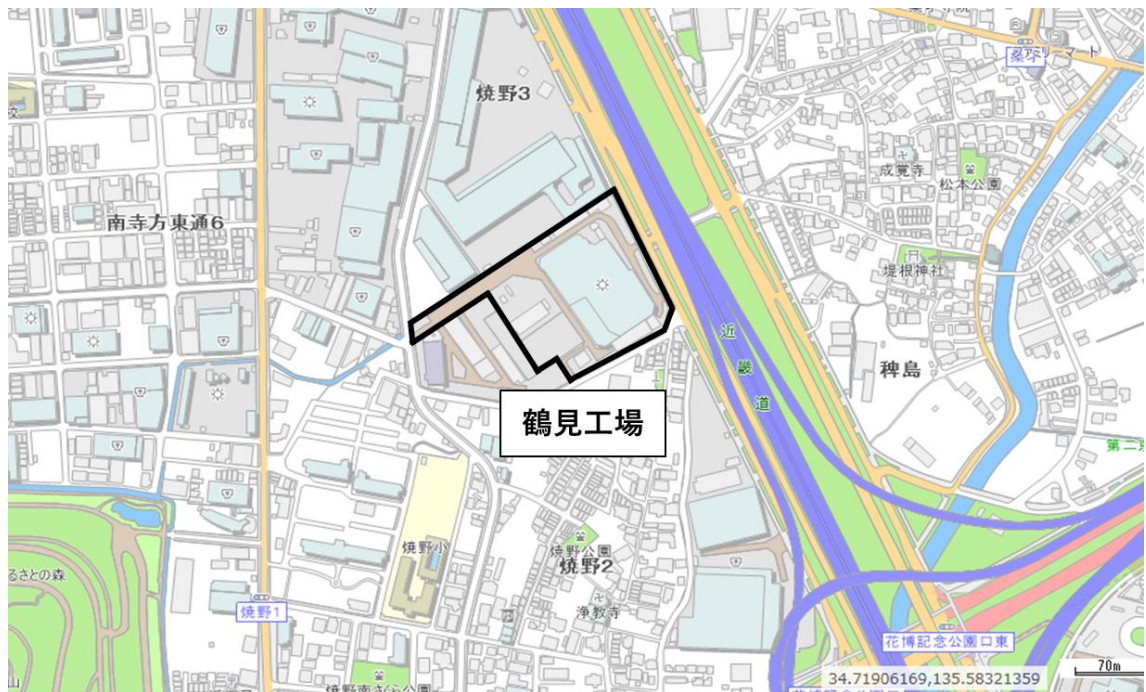
図 1-1 ごみ焼却工場 配置図

3. 鶴見工場の位置



出典：マップナビおおさか

図1-2 施設位置図



出典：マップナビおおさか

図1-3 周辺見取り図